

摂津市下水道敷地占用料金表（激変緩和措置含む）

占用物件				占用料（単位：円）			
				単位	R6（現行）	R7	R8
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱			1本につき1年	2,200	2,100	2,100
	第2種電柱				3,400	3,200	3,200
	第3種電柱				4,600	4,300	4,300
	第1種電話柱				1,980	1,900	1,900
	第2種電話柱				3,200	3,000	3,000
	第3種電話柱				4,400	4,100	4,100
	その他の柱類				150	180	190
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1メートルにつき1年	20	19	19
	地下に設ける電線その他の線類				10	12	12
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	1,500	1,800	1,900
	地下に設ける変圧器			占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	1,200	1,200
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	3,000	3,600	3,700
	郵便差出箱及び信書便差出箱				1,300	1,560	1,600
	広告塔			表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	8,200	8,200
その他のもの			占用面積1平方メートルにつき1年	3,000	3,600	3,700	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートルにつき1年	100	78	78
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの				100	120	120
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの				150	170	170
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの				200	230	230
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの				400	340	340
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの				400	450	450
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの				1,000	780	780
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの				1,000	1,200	1,200
	外径が1メートル以上のもの				2,000	2,300	2,300
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	—	12	12
			その他のもの		—	37	37
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	—	3,000	3,000	
			その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	—	1,900	1,900
	—	1,200			1,200		
	その他のもの			—	3,700	3,700	
法第32条第1項第4号に掲げる施設					3,000	3,600	3,700
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.010を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの			Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの			Aに0.020を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額
	上空に設ける通路		7,200		4,100	4,100	
	地下に設ける通路		3,600		2,500	2,500	
その他のもの			3,000	3,600	3,700		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	110	82	82	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,100	820	820	

占用物件			占用料（単位：円）				
			単位	R6（現行）	R7	R8	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	1,100	820	820	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	8,200	8,200	
	標識		1本につき1年	2,400	2,880	3,000	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	110	82	82	
		その他のもの	1本につき1月	1,100	820	820	
	幕(令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	110	82	82	
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	1,100	820	820	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,000	8,200	8,200	
		その他のもの		5,400	4,100	4,100	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	－	3,700	3,700	
令第7条第3号に掲げる施設				－	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	1,100	820	820	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				300	360	370	
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	－	Aに0.009を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			－	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		－	Aに0.004を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの		－	Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		－	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
その他のもの		－		Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物			－	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			－	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			－	Aに0.008を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			－	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			－	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			－	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	
令第7条第12号に掲げる器具					－	Aに0.025を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの			－	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	
	上空に設けるもの			－	Aに0.022を乗じて得た額	Aに0.022を乗じて得た額	
	その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	Aに0.031を乗じて得た額	